住宅など建築規制

能代川改修の管理強化で

度重なる水害の結果から、今後の能代川改修、小阿賀野川改修を積極的に、しかも円滑に進めるため、堤外地（官有地、民有地とも）に住宅その他の工作物を設置することを厳重に規制する旨、新津土木事務所から次のような通知がありましたので関係者のご協力をお願いします。

（以下要旨）

新津市を水害から守る為、能代川の改修以外に方法はありません。

能代川の現在の計画流量は毎秒三百五十トンといわれていますが、これは昭和五年頃、過去最高の一日の降雨量、百八十ミリを基礎にしたもので、昨年の八、二八水害のように、一日三百一ミリもの降雨量を記録すれば必然的に大きな災害を起こすことになります。

この結果、計画流量は千二百トンにする必要があり、この水を安全に流すことができれば水害は防げることはいうまでもありません。

このような観点から能代川改修が新津市にとって重要な意味をもつことになるわけです。

先般、県へ提出した能代川と小阿賀野川の改修管理基準を円滑に推進するという立場から、河川管理上の規制を一段と強化し、および工作物などの建築は一切許可しない方針をたしました。

したがって、管内の河川管理をあずかる当新津土木事務所としては、河川管理区域、いわゆる堤外地（官有地、民有地を問わない）において、今まで河川法第五十五条の申請に基づいて許可した付近を含め、今後は能代川、および小阿賀野川改修事業を円滑に推進するという立場から、河川管理上の規制を一段と強化し、および工作物などの建築は一切許可しない方針をたしました。

なお、堤外民有地を耕作するなど、河川区域内の地形に変更をきたさない軽易なものは除かれます。

◇

以上のことについて内容の不明な点、または詳細については当新津土木事務所の庶務課管理係へお問い合せください。

日赤から災害救助用天幕

災害発生時の救助活動に役立てるため、日赤県支部ではこのほど当市を含む県下五十市町村に災害救助用天幕を交付しました。

この天幕はたて三、六メートル、よこ五、四メートルもの大形天幕で、万一に備え消防署に保管されます。

民生課職員と消防署員によって組み立てられた災害救助用天幕

280年前の古文書発見

＝市史に貴重な貢献か＝

市内川口の真田千秋氏宅から約二百八十年前の古文書が見つかった。

この史料は、かつて市立記念図書館で調査を進めています。

郷戸組名主、田中家（川口在住）の古文書で、同家が新津から転出する際、田中家にゆかりのある真田家（真柄家と田中家にゆかりがあり、同家の頃文字をとって真田と称したといわれる）に、それを託したもの。以来、三十余年にわたり、そのまま忘れられていたが、この頃とり真柄氏宅（通称目木）の調べでそれがわかり、図書館からの書状の古文書の目を見ることになったものです。

図書館では、郷土史料として整理保存するため永久保存のできるコピーを作成、解読を急いでいますが、なかでも、いままでとこにもなかった大の堀に関する記録があり、そうだということで解読結果が待たれています。

……図書館で解読中の古文書……

担当調査員きまる

10月1日の住宅統計

抽出調査区に指定された市内二十三地区では、十月一日現在で住宅統計調査が実施されます。

調査員は、すでに二十四日から進備調査に入りましたが、それぞれの担当調査員は次のかたがたです。ご協力をお願いします。（担当調査区と調査員―敬称略）

新田―長沢蔵子、下興野町―中瀬庭、南町一区―上石井子、万願寺―井上みどり、善道町一丁目―神田園利子、善道町二丁目―渡辺田鶴子、山谷町一丁目―渡辺ナカ、本町二丁目二区―番川ミ

車場―木丁美代、北上町―中瀬庭、南町一区―古石井子、万願寺―井上みどり、善道町一丁目―神田園利子、善道町二丁目―渡辺田鶴子、山谷町一丁目―渡辺ナカ、本町二丁目二区―番川ミチ、新町二丁目―古川光三郎、日蓮町―小川カツ郎、本町三丁目二区―梶原喜代栄、本町四丁目二区―大塚茂子、南町一区―馬場トモ子、秋葉一丁目―小島英一、田家、二丁目の一部―神田要蓄、滝谷本町―塚野雅子、飯柳―石津ミイ、市新―斎藤恵子、出戸―上田フタエ、朝日の一部―島田幸子。

未成年者の養子縁組

最近の家事相談では、養子縁組に関する相談がふえていることです。そこで今回は、未成年者の養子縁組について家庭裁判所から説明してもらうことにしました。

○養子制度のうつりかわり

養子縁組は、以前は多くの場合、家の相続人にするために行なわれました。

その後夫婦の老後を扶養したり、労力の不足を補ったりする「親のため」のものに変ってきました。

そのため養子制度は養親の利益のために悪用されることもありました。

戦後、新憲法が制定されて「親のため」から「家のため」、「親のため」ではなく「子のため」のものでなければならないとされて、未成年者の養子縁組については家庭裁判所の許可をうけねばならなくなりました。

これは養子縁組が子供の幸福のためになされるのかどうかを家庭裁判所がうしろだてとして見守ろうとするところにあります。

新潟県下の家庭裁判所が昭和四十一年に取扱った養子縁組新規の事件は四百十三件でしたが、大部分は、実子がないので子供がほしいというものです。

○裁判所の許可をうけるには

まず、養親になる人が家庭裁判所へ養子縁組許可の申し立てをします。

申し立てが済めば、養子となる人、その親権者、また供の幸福のためになされるのかどうかを家庭裁判所がうしろだてとして見守ろうとするとなくなりました。

これは養子縁組が子供の幸福のためになされるのかどうかを家庭裁判所がうしろだてとして見守ろうとするとなくなりました。

申し立て書には、申し立て人、養子となる人、その親権者、また